

お知らせ

記者発表資料

令和6年9月20日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

10月から12月は 『建設業取引適正化推進期間』です ～ みんなで守る適正取引 ～

中国地方整備局は、建設業の取引適正化を図るため、10月から12月に以下の取組を行うこととしていますのでお知らせします。

国土交通省は、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化の推進を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられます。

これを踏まえ、国土交通省や都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしており、中国地方整備局での取組は、この活動の一環として行うものです。

1. 期 間 令和6年10月1日～12月28日
2. 主 催 中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
3. 実施内容

- (1) 広報媒体（ポスター、ホームページ等）を通じた普及・啓発
- (2) 建設企業等を対象とした講習会等の開催※（概要は、別紙のとおり）
- (3) 立入検査等の実施

※講習会の取材は可能です。取材を希望される場合は、事前に以下の問い合わせ先（建政部建設産業課）宛てにお願いします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課

082-221-9231（代表）

【担当】

建政部 建設業適正契約推進官 かじはら ひでゆき 梶原 秀之 （内線6119）

建設産業課 課長補佐 はやしばら かずひで 林 原 和秀 （内線6142）

「令和 6 年度建設業取引適正化推進期間」における中国地方整備局管内の取組

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和 6 年度においても、本省から示された「建設業取引適正化推進期間実施要領」を踏まえ、10 月から 12 月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）とし、建設業の取引適正化に関する法令遵守を推進する活動を集中的に行います。

2. 期 間

令和 6 年 10 月 1 日～12 月 28 日

3. 主 催

国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

4. 実施内容

（1）広報媒体を通じた普及・啓発

中国地方整備局及び管内各県の庁舎に本省が作成した期間の周知用ポスターを掲示するとともに、ホームページを活用し、期間行事（講習会）の実施等について広報を行う。

また、管内建設業団体等を通じて、多くの建設業者等に対し期間行事（講習会）の実施について周知を図る。

（2）建設企業等を対象とした講習会等の開催

「建設業法に関する講習会」を中国地方整備局及び管内各県の主催により、8 会場（鳥取県・島根県・広島県は各 2 会場、岡山県・山口県は各 1 会場）で開催すると共に、講習会資料を「中国地整 HP」にて公開する。内容については、「労務者の処遇改善」、「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」、「働き方改革と生産性の向上」等を主な目的とする改正建設業法をはじめとする、第三次・担い手 3 法の説明及び周知と、建設業法令遵守ガイドラインに沿った建設業法令遵守の留意点、質問が寄せられることの多い事項や違反の多い事項を中心に説明するとともに、各種相談窓口の紹介と建設キャリアアップシステムなどの周知を図る。

また、本年 4 月から適用が始まった建設業に対する時間外労働規制について、全会場にて労働局の講義を盛り込み、建設業に関連する他法令、社会情勢に関わる必要な情報を周知する。

（3）建設 G メンによる実地調査、立入検査等の実施

改正建設業法にて取組むこととされた、建設 G メンによる実地調査を重点的に実施するほか、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、建設 G メンによる実地調査については、請負代金、労務費、工期の 3 点に重点を置いて調査し、発注者、元請負人、下請負人に対して、適切な対応、不適當な取引の改善を強く求める。

また、時間外労働規制の適用が始まったことを踏まえ、適切な工期設定に関しての調査を効果的に行う観点から、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して工期に関する合同調査を行う。

令和6年度 建設業法に関する講習会

～みんなで守る 適正取引～

参加無料

国土交通省では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業における取引の適正化に関する集中的な取組を行います。

中国地方整備局と管内各県の主催により、建設業取引適正化を推進するため、以下のとおり講習会を開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

* 申込み方法・注意事項は裏面をご覧ください（先着順です）

■ 鳥取県（鳥取・米子会場）

【鳥取会場】（定員約100名 申込〆切10月22日）

日時：10月29日(火) 13:30～16:00

場所：鳥取県庁1階講堂

（鳥取市東町1丁目220）

【米子会場】（定員約100名 申込〆切10月23日）

日時：10月30日(水) 13:30～16:00

場所：鳥取県西部総合事務所1号館2階講堂

（米子市萩町1-160）

■ 島根県（出雲・浜田会場）

【出雲会場】（定員約100名 申込〆切10月31日）

日時：11月7日(木) 13:30～16:00

場所：島根県出雲合同庁舎 7階

702・703会議室

（出雲市大津町1139）

【浜田会場】（定員約90名 申込〆切11月1日）

日時：11月8日(金) 13:30～16:00

場所：島根県浜田合同庁舎 2階 大会議室

（浜田市片庭町254）

■ 岡山県（岡山会場）

【岡山会場】（定員約90名 申込〆切11月6日）

日時：11月13日(水) 13:30～16:00

場所：テクノサポート岡山 1階大会議室

（岡山市北区芳賀5301）（駐車場あります）

■ 広島県（広島・福山会場）

【広島会場】（定員約100名 申込〆切10月17日）

日時：10月24日(木) 13:30～16:00

場所：広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

（広島市中区上八丁堀6-30）

【福山会場】（定員約100名 申込〆切11月13日）

日時：11月20日(水) 13:30～16:00

場所：広島県福山庁舎第一庁舎

141会議室

（福山市三吉町1丁目1-1）

■ 山口県（山口会場）

【山口会場】（定員約160名 申込〆切10月15日）

日時：10月22日(火) 13:30～16:00

場所：山口県庁 厚生棟 3階 職員ホール

（山口市滝町1-1）

■ 講習内容 ■

- 「改正建設業法と法令遵守について」（整備局）
- 「建設業法違反事例について」他（県）
- 「建設業における時間外労働の
上限規制について」（労働局）
- 「建設業の適正取引に向けて
～実際のトラブル事例を踏まえて～」（建設業適正取引推進機構）



《お問い合わせ先》 国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 担当：林原・上本
Tel：(082)221-9231 内線6142／6148

令和6年度 建設業法に関する講習会 参加申込について（参加無料）

※講習会申し込みの受付は**先着順**とし、**定員になり次第、締切**とさせていただきます。

お申込は、参加申込書〔Excel様式〕に

- ・会場名
- ・企業名（団体名）支店・支社名、フリガナ
- ・連絡先（電話番号）
- ・受講者（所属・氏名、フリガナ）

を明記し、以下の送付先メールアドレスあて、送付をお願いいたします。

■ 送付先：R6kensetsugyo-koshukai@cgr.mlit.go.jp

クリック

■ 参加申込書：[こちらをクリック](#)

もしくは、中国地方整備局HPの記者発表のコーナーから参加申込書をダウンロードしてご記入ください。

ダウンロードや、メールでのお申し込みが難しい方は、表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。

※注意事項※

※必ずお読みください。

- ①講習会申し込みの受付は**先着順**とし、**定員になり次第、締切**とさせていただきます。
- ②各会場への来場にあたりましては、**公共交通機関**の利用にご協力をお願いします。
- ③**募集人数を超えた会場では**、多くの方が受講できるよう、参加人数を**各企業（団体）2名様迄**で調整させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ④申込受付完了のメールは送付しません。定員を超え、申込をお断りする場合にのみご連絡させていただきます。
- ⑤**当日やむを得ず参加できなかった方、定員超過の為講習会に参加できなかった方等のために、後日、講習会の資料をHPで公開いたします。**

※個人情報の取扱いについて※

申込時にご記入いただいた個人情報は、本講習会の受付やご連絡の利用目的で取得させていただき、目的の範囲を超えて利用することはありません。

～ みんなで守る適正取引 ～

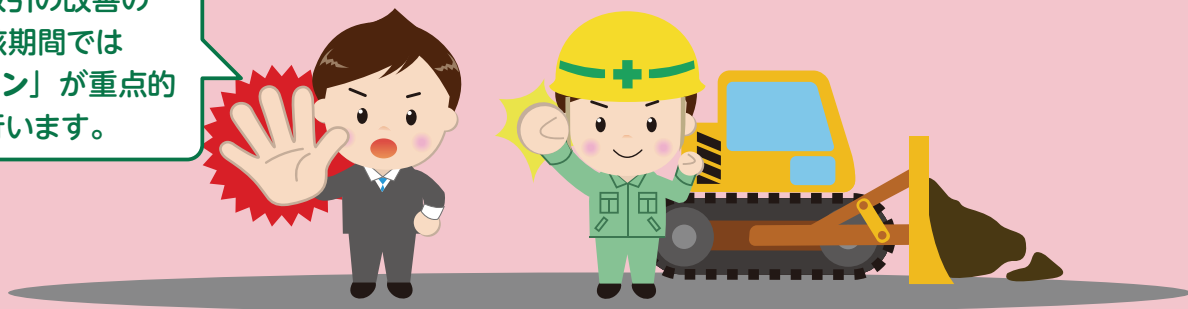
請負代金や工期設定は 適正ですか？



一方的な指値発注や請負代金の減額をしていませんか？



不適正な取引の改善の
ため、当該期間では
「建設 G メン」が重点的
に調査を行います。



令和 6 年度 10・11・12 月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構